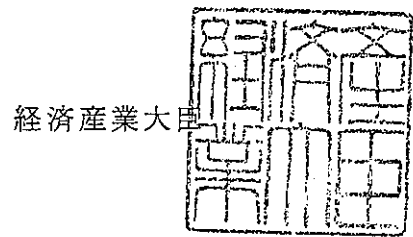


# 経済産業省

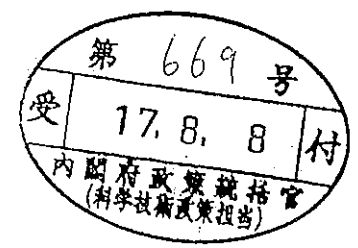
平成17・04・08原第12号  
平成 17 年 8 月 8 日

原子力委員会委員長 殿



関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び  
4号原子炉施設の変更）について（諮問）

関西電力株式会社 取締役社長 藤 洋作から平成17年4月8日付け関原発第4号  
（平成17年7月29日付け関原発第52号をもって一部補正）をもって、核原料物質、  
核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定  
に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項におい  
て準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。  
）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用  
する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求め  
る。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る内容は、関西電力株式会社高浜発電所の1号、2号、3号及び4号原子炉施設に関し、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い、蒸気発生器保管庫（1号及び2号炉共用）を1号、2号、3号及び4号炉共用にするとともに、3号炉及び4号炉の取り外した原子炉容器上部ふた等を蒸気発生器保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用）に貯蔵保管するものである。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・原子力発電を「基幹電源に位置付け、最大限に活用していくこと」とする我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「長期計画」という。）の方針に沿ったものであること
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、長期計画における我が国の核燃料サイクルに対する国の基本的考え方に沿ったものであること
- ・本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保するとしていること
- ・発生する放射性廃棄物については、長期計画の方針に沿って処理処分するという方針を変更するものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更の際には資金を必要としない。このことから、本件申請に係る原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。